

## 柴田町ホームページ広告掲載実施要領

平成25年11月20日

(趣旨)

第1条 この要領は、柴田町有料広告掲載に関する要綱第4条及び第14条の規定に基づき、柴田町ホームページ（以下「町ホームページ」という。）への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「バナー広告」とは、町ホームページ内に表示される広告画像で、町ホームページへの広告の掲載が決定した者（以下「広告主」という。）の指定するホームページにリンクするものをいう。

(広告の種類及び掲載可能な広告等の範囲)

第3条 町ホームページに掲載する広告は、バナー広告（以下「広告」という。）とする。

(広告掲載者の資格)

第4条 広告を掲載することができる者は、自らの広告を掲載しようとする個人事業主又は法人とする。

(広告掲載の申込み)

第5条 同一申込者が申し込むことができる広告は、1枠とする。

(広告の規格及び掲載位置並びに枠数)

第6条 広告の規格は、次のとおりとする。

(1) 画像形式 GIF、JPEGまたはPNGのいずれかの形式とし、アニメーション、ロールオーバー等の画面が変化するものは不可とする。

(2) 容量 4KB以内とする。

(3) サイズ 縦40ピクセル×横140ピクセル

2 前項の規定にかかわらず、町長は、必要があると認めるときは、別に広告の規格を定めることができる。

3 広告を掲載するページ、広告の掲載位置及び枠数は、町長が指定するものとする。

(広告の掲載期間)

第7条 広告を掲載する期間は、月初めからの1月を単位とし継続的に複数月の掲載も可能とする。

2 前項に規定する掲載可能期間は、年度内において最長12月とする。

3 広告掲載の開始日及び終了日は、別に町長が定める。

(広告掲載の決定等)

第8条 広告の申込みが当該広告掲載枠数を超えた場合は、抽選とする。

(広告掲載料)

第9条 掲載料は、1 枠につき月額5,000円とする。

2 前項で規定する金額は、同月内における掲載日数の多少に関係なく一律の金額とする。

(広告主の責任等)

第10条 広告主は、広告及び広告主が指定するリンク先のホームページの内容に関する一切の責任を負うものとする。

(広告掲載の取消し)

第11条 町長は、広告及びそのリンク先のページ内容が柴田町有料広告に関する要綱第3条第1項各号のいずれかに該当する場合は、広告主への催告その他何らの手続きを経ることなく、広告の掲載を取消することができる。

2 前項の規定により広告の掲載を取消した場合において、広告主が損害を受ける場合があっても、町長は、その賠償の責めを負わないものとする。また、広告の掲載を取消した月の広告掲載料は返還しないものとする。

(広告内容の変更)

第12条 広告主は、広告掲載決定後において、広告の内容を変更しようとする場合は、柴田町ホームページバナー広告変更届(様式第1号)により、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による届け出を受理した場合は、広告の変更内容を審査し、変更の可否を決定の上、柴田町ホームページバナー広告変更許可(不許可)決定通知書(様式第2号)により広告主に通知するものとする。

(広告掲載の中止)

第13条 広告主は、自己の都合により、広告の掲載を中止しようとする場合は、柴田町ホームページバナー広告掲載中止届(様式第3号)により、町長に提出しなければならない。

2 前項の規定により広告掲載を中止した場合は、納付済みの広告掲載料は返還しないものとする。ただし、複数月の広告掲載の決定を受けた広告主について、中止した日の属する月の翌月以降にかかる広告掲載料を既に納付している場合にあっては、当該納付済み広告掲載料を返還するものとする。

3 前項ただし書きの規定により返還する広告掲載料には、利子を付さないものとする。

(広告掲載料の返還)

第14条 町長は、広告主の責めに帰さない理由により広告の掲載を取消したとき又は町長の都合で町ホームページを閉鎖した場合に限り、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還するものとする。

2 前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載を取消した月又は町ホームページを閉鎖した月以降の納付済月額額の総額とする。

3 前1項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さないものとする。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成25年11月20日から施行する。

様式第1号（第12条関係）

柴田町ホームページバナー広告変更届

年 月 日

柴田町長 殿

住 所

名 称

代表者氏名

印

電話番号

F A X

メールアドレス

担当者氏名

バナー広告を変更したいので、柴田町ホームページ広告掲載実施要領第12条の規定により、下記のとおり届け出します。

記

1. 変更内容 （該当する欄をチェックし、変更後の内容を記載してください。）

バナー広告（画像を貼り付けてください。また、電子データを提出してください。）

リンク先のホームページアドレス

2. 変更予定日

年 月 日

様式第2号（第12条関係）

第 号  
年 月 日

殿

柴田町長 印

柴田町ホームページバナー広告変更許可（不許可）決定通知書

年 月 日付けで届け出があった、バナー広告変更については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 可とする

(1) 名称

(2) バナー広告

(3) リンク先のホームページアドレス

(4) 変更日

年 月 日

2 不可とする

事由

様式第3号（第13条関係）

柴田町ホームページバナー広告掲載中止届

年 月 日

柴田町長 殿

住 所

名 称

代表者氏名

印

電話番号

F A X

メールアドレス

担当者氏名

バナー広告の掲載を中止するので、柴田町ホームページ広告掲載実施要領第13条の規定により、下記のとおり届け出します。

記

1. 中止年月日

年 月 日

2. 中止の理由